○中国地方整備局告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定及び指定を解除するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間中国地方整備局及び同局広島国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十一号

(三)　指定する道路の部分

区間　敷地の幅員　延長

呉市天応塩谷町一六八二番二から同市天応塩谷町一八二七番四まで　〇・〇〇～八・七〇　〇・二五六キロメートル

(四)　指定を解除する道路の部分

区間　敷地の幅員　延長

呉市天応東久保一丁目一〇六九番一から同市天応塩谷町一六二二番二まで　〇・〇〇～七・〇五　〇・二〇五キロメートル

(五)　指定及び指定を解除する期日　令和七年九月一日

○中国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十一号　呉市天応塩谷町一六八二番二から同市天応塩谷町一八二七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月一日

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀

委員部長事務代理を免ずる（八月二十八日）

人事異動

内閣

国務大臣　村上誠一郎

デジタル大臣平将明帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣平将明帰朝につき内閣府特命担当大臣（規制改革及びサイバー安全保障）事務代理を免ずる（以上八月二十七日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の滋賀県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　九月二十八日

皇居（正門）御出門

東京駅御発

米原駅御着

米原市役所

彦根総合スポーツ公園陸上競技場（平和堂ＡＴＯスタジアム）（国民スポーツ大会総合開会式場）

お泊所　琵琶湖ホテル

第二日　九月二十九日

滋賀アリーナ（滋賀ダイハツアリーナ）

滋賀県立長寿社会福祉センター

滋賀県立盲学校

米原駅御発

東京駅御着

還幸啓

第一日九月二十八日国民スポーツ大会総合開会式場が滋賀県立文化産業交流会館に変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり変更する。

米原市役所まで当初の第一日の御日程に同じ。

滋賀県立文化産業交流会館（国民スポーツ大会総合開会式荒天会場）

お泊所　琵琶湖ホテル

官庁報告

官庁事項

無線局の免許状等のデジタル化に関する公示

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和７年法律第27号。以下「改正法」という。）附則第３条第３項及び第４条第３項の規定により、この法律の施行の際現に無線局の免許又は登録を受けている者に対し次の事項を通知するため、公示する。

令和７年９月１日　総務大臣　村上誠一郎

１　免許記録等の作成等

一　総務大臣は、改正法の施行の日（令和７年10月１日。以下「施行日」といいます。）において、改正法の施行の際現に効力を有している全ての無線局の免許について、改正法第１条の規定による改正後の電波法（昭和25年法律第131号。以下「新電波法」といいます。）第14条又は第27条の５第２項の規定の例により、当該免許に係る免許記録（新電波法第14条の２に規定する免許記録をいう。以下同じ。）を作成し、当該免許記録に記録されている事項を当該免許を受けている者が閲覧することができる状態に置きます。

二　総務大臣は、施行日において、改正法の施行の際現に効力を有している全ての無線局の登録について、新電波法第27条の22の規定の例により、当該登録に係る登録記録（新電波法第27条の23に規定する登録記録をいう。以下同じ。）を作成し、当該登録記録に記録されている事項を当該登録を受けている者が閲覧することができる状態に置きます。

三　施行日より前に免許又は登録（以下「免許等」といいます。）を受けた無線局、施行日以後に書面申請等により免許等や許可等を受けた無線局は、免許記録又は登録記録（以下「免許記録等」といいます。）を閲覧する場合は、電子申請等により次項二の免許記録等の閲覧請求の手続が必要となります。

２　免許記録等の閲覧方法

一　免許記録等を閲覧することができるウェブサイトの名称及びそのアドレス

改正法の施行日以後、総務省電波利用電子申請（https://www.denpa.soumu.go.jp/）を利用することにより、免許記録等を閲覧に供します。当該ウェブサイトの利用は無料ですが、その利用に係るパソコン、スマートフォン等の電子計算機及び通信機器等は利用者が準備するものとします。利用に係る通信料等については利用者の御負担となります。

当該ウェブサイトの利用に当たっては、利用規約に同意し、所定の手続により利用者登録等を行う必要があります（利用者登録等に係る手数料は、無料です。）。

二　免許記録等の閲覧及び閲覧請求

総務省電波利用電子申請を利用して免許又は登録に係る電子申請等を行い、改正法の施行日以後、免許等又は許可等を受けたときは、その免許記録等は、特段の手続を行わなくても総務省電波利用電子申請により閲覧に供されます（申請方法により手続が必要となる場合があります。詳細は、総務省電波利用電子申請を御確認ください。）。

施行日以後、施行日より前に免許等を受けている場合、又は書面申請を行い免許等若しくは許可等を受けた場合であって、免許記録等を閲覧したいときは、総務省電波利用電子申請を利用した電子申請等により免許記録等の閲覧を請求することにより、免許記録等を閲覧に供します（免許記録等の閲覧請求に係る手数料は、無料です。）。

この閲覧請求は、令和７年９月１日以降に行うことができます（免許記録等が閲覧に供されるのは、改正法の施行日以後となります。）。